

介護報酬の算定構造

介護サービス

令和6年4月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費

ニ (削除)

- ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 (削除)
- 4 介護医療院サービス

Ⅱ 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造
居宅介護支援費

基本部分			注 高齢者負担防止 給費未定減算	注 要介護1・2未定 減算	注 基本給(1)・(2)の 加算(1)は100%の 加算(2)は50%の加算 (3)は100%の加算 (4)は100%の加算 (5)は100%の加算	注 運営基準減算	注 特別地域居宅介 護支援加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算	注 特定事業所集 中減算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(Ⅰ)	要介護1・2 (1,086単位)	=1/100	=1/100	×95/100	《運営基準減算の場合》 ×50/100 《運営基準減算が2月 以上継続している場合》 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
		要介護3・4・5 (1,411単位)								
		要介護1・2 (544単位)								
		要介護3・4・5 (704単位)								
		要介護1・2 (326単位)								
		要介護3・4・5 (422単位)								
	(2)居宅介護支援費(Ⅱ)	要介護1・2 (1,086単位)								
		要介護3・4・5 (1,411単位)								
		要介護1・2 (527単位)								
		要介護3・4・5 (683単位)								
		要介護1・2 (315単位)								
		要介護3・4・5 (410単位)								
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)										
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(Ⅰ)	(1月につき +519単位)								
	(2) 特定事業所加算(Ⅱ)	(1月につき +421単位)								
	(3) 特定事業所加算(Ⅲ)	(1月につき +323単位)								
	(4) 特定事業所加算(A)	(1月につき +114単位)								
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)										
ホ 入院情報連携加算	(1) 入院情報連携加算(Ⅰ)	(1月につき +250単位)								
	(2) 入院情報連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)								
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(Ⅰ)イ	(+450単位)								
	(2) 退院・退所加算(Ⅰ)ロ	(+600単位)								
	(3) 退院・退所加算(Ⅱ)イ	(+600単位)								
	(4) 退院・退所加算(Ⅱ)ロ	(+750単位)								
	(5) 退院・退所加算(Ⅲ)	(+900単位)								
ト 通院情報連携加算 (1月につき +50単位)										
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)										
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡前14日以内に2 日以上在宅の訪問等を行った場合	(+400単位)								

※居宅介護支援費(Ⅰ)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
 ※居宅介護支援費(Ⅱ)については、公益財団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び(指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムの利用及び事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が50件以上である場合、50件以上60件未満の部分については(ⅱ)を、60件以上の部分については(ⅲ)を算定する。
 ※ 業務取扱計画未定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

令和6年4月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ (削除)
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分		注 高齢者虐待防止措置 未実施減算	注 業務継続計画未策定 減算	注 特別地域介護予防 支援加算	注 中山間地域等におけ る小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住 する者へのサービス提 供加算
イ 介護予防支援費 (1月につき)	(1)介護予防支援費(Ⅰ) (地域包括支援センターが行う場合) (442単位)	-1/100	-1/100			
	(2)介護予防支援費(Ⅱ) (指定居宅介護支援事業者が行う場合) (472単位)					
ロ 初回加算	(1月につき +300単位)					
ハ 委託連携加算	(+300単位)					
イ(1)を算定する場合のみ算定						

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和6年4月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 高齢者虐待 防止措置未 実施減算	注 業務継続計 画未策定減 算	注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 989単位)	-1/100	-1/100	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100	+15/100	+10/100	+5/100
	定期巡回サービス費 (1回につき 372単位)							
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 567単位)							
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 764単位)							
	ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,702単位)							
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)						
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)						
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)						
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)						
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位)						
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)						
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)						
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)						
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)						
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)						
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)							
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)							
ヘ 介護職員等特定処遇改善 加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計						
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)							
ト 介護職員等ベースアップ等 支援加算	(1月につき +所定単位×24/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位 数の合計						

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注		
			当該事業の 実施期間	当該事業の 実施期間	当該事業の 実施期間	登録者の 数に算入 される 場合	登録者の 数に算入 されない 場合	過少サービス に対する減額	特別地域小規模 多機能型居宅 介護加算	中山間地域等 における小規模 多機能型居宅 介護加算	中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	
イ 小規模多機能型居宅 介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に 対して行う場合	要介護1 (45,450 単位)	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×70/100	×70/100				
		要介護2 (15,150 単位)										
		要介護3 (23,250 単位)										
		要介護4 (24,270 単位)										
		要介護5 (27,225 単位)										
	(2) 同一建物に居住する者に対して 行う場合	要介護1 (34,224 単位)	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×70/100	×70/100				
		要介護2 (13,422 単位)										
		要介護3 (20,144 単位)										
		要介護4 (22,233 単位)										
		要介護5 (24,216 単位)										
ロ 継続利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (372 単位)											
	要介護2 (320 単位)											
	要介護3 (220 単位)											
	要介護4 (227 単位)											
	要介護5 (243 単位)											
ハ 特別加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)									
ニ 特別加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 特別加算(イ) (1月につき 600単位を加算) (2) 特別加算(ロ) (1月につき 600単位を加算) (3) 特別加算(ハ) (1月につき 700単位を加算) (4) 特別加算(ニ) (1月につき 600単位を加算)									
ホ 送迎代行の心身状況急変対応加算(イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 200単位を加算(7日間で算定))									
ヘ 居住性判断利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 800単位を加算)									
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)	(1月につき 800単位を加算)										
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)	(1月につき 700単位を加算)										
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)	(1月につき 480単位を加算)										
チ 看護の連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 64単位を加算)									
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)									
ス 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 600単位を加算)									
ル 生活機能向上支援加算	(1)生活機能向上支援加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)										
	(2)生活機能向上支援加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)										
フ ロボット実用スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を算定))									
フ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)									
ク 子育て世代への支援体制加算			(1)子育て世代への支援体制加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2)子育て世代への支援体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)									
ニ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 750単位を加算)									
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 640単位を加算)									
(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 250単位を加算)										
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 25単位を加算)										
ヒ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×102/100)	所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×74/100)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×41/100)										
ヒ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15/100)	所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×12/100)										
ヒ 介護職員等ベースアップ等 支給加算			(1月につき +所定単位×17/100)									

注：「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支給加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度額管理の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 特別地域小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等における小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算は、令和7年3月31日までの算定期間がない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支給加算については、令和6年5月31日までの算定期間。

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	
			稼働を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数に約定数を超過する場合	介護従業者の員数に定めがない場合	身体拘束の上実施例基準	定額を超過する旨を記載	定額を超過する旨を記載	36ユニットで稼働を行う職員の員数を2人以上とする場合	稼働支援体制加算(Ⅰ)	稼働支援体制加算(Ⅱ)	認知症対応型共同生活介護費
イ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 ($\frac{225}{100}$) 単位	$\times 97/100$	$\times 70/100$	$\times 70/100$	$-10/100$	$=1/100$	$=3/100$	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 前後)	1日につき +120単位
		要介護2 ($\frac{210}{100}$) 単位										
		要介護3 ($\frac{195}{100}$) 単位										
		要介護4 ($\frac{180}{100}$) 単位										
		要介護5 ($\frac{165}{100}$) 単位										
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 ($\frac{225}{100}$) 単位										
		要介護2 ($\frac{210}{100}$) 単位										
		要介護3 ($\frac{195}{100}$) 単位										
		要介護4 ($\frac{180}{100}$) 単位										
		要介護5 ($\frac{165}{100}$) 単位										
ロ 認知症対応型共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 ($\frac{225}{100}$) 単位	$\times 97/100$	$\times 70/100$	$\times 70/100$	$-10/100$	$=1/100$	$=3/100$	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日間を 前後)	1日につき +120単位
		要介護2 ($\frac{210}{100}$) 単位										
		要介護3 ($\frac{195}{100}$) 単位										
		要介護4 ($\frac{180}{100}$) 単位										
		要介護5 ($\frac{165}{100}$) 単位										
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 ($\frac{225}{100}$) 単位										
		要介護2 ($\frac{210}{100}$) 単位										
		要介護3 ($\frac{195}{100}$) 単位										
		要介護4 ($\frac{180}{100}$) 単位										
		要介護5 ($\frac{165}{100}$) 単位										
※ 入院料費用			利用者が病院又は診療所への入院を受けた場合、1月に6日を超過して所定単位数に達して1日につき246単位を算定									
注 看察的介護加算 (を算定する場合のみ算定)			(1) 死亡日前3日以上45日以下 (1日につき 72単位を加算) (2) 死亡日前4日以上80日以下 (1日につき 144単位を加算) (3) 死亡日前2日又は3日 (1日につき 680単位を加算) (4) 死亡日 (1日につき 1,280単位を加算)									
ハ 初期加算 (を算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)									
ニ 認知症対応型共同生活介護費 (を算定する場合のみ算定)			(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ) (1日につき 100単位を加算) (2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ) (1日につき 100単位を加算)									
ホ 医療連携体制加算			(1) 医療連携体制加算(Ⅰ) (1日につき 10単位を加算) (2) 医療連携体制加算(Ⅱ) (1日につき 10単位を加算) (3) 医療連携体制加算(Ⅲ) (1日につき 10単位を加算) (4) 医療連携体制加算(Ⅳ) (1日につき 10単位を加算)									
ヘ 介護士研修加算 (を算定する場合のみ算定)			(200単位を加算)									
ニ 認知症対応型共同生活介護費 (を算定する場合のみ算定)			(400単位を加算(利用者が1人につき1回を前後))									
ヒ 認知症専門ケア加算			(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)									
ニ 認知症チームケア加算 (を算定する場合のみ算定)			(1) 認知症チームケア加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算) (2) 認知症チームケア加算(Ⅱ) (1月につき 120単位を加算)									
ニ 生活機能向上支援加算			(1) 生活機能向上支援加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算) (2) 生活機能向上支援加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を加算)									
ニ 栄養管理加算 (を算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)									
ニ 口腔衛生管理加算 (を算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)									
ニ 口腔・栄養スクリーニング加算 (を算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を前後))									
ニ 科学的介護推進体制加算 (を算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)									
ニ 高齢者施設連携加算(Ⅰ)			(1月につき 10単位を加算)									
ニ 高齢者施設連携加算(Ⅱ)			(1月につき 5単位を加算)									
カ 高齢者施設連携加算			(1月に1回、連続する5回を要するまで、200単位を加算)									
ニ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)			(1月につき 100単位を加算)									
ニ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)			(1月につき 100単位を加算)									
ニ サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)									
ニ 介護職員等特定処遇改善加算			(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×111/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×81/1000) (3) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×45/1000)									
ニ 介護職員等特定処遇改善加算			(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×81/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×23/1000)									
ニ 介護職員等ベースアップ等 加算			(1月につき +所定単位数×23/1000)									
注 認知症対応型共同生活介護費は、区分変動係数率に含まれる。												
注 介護職員等特定処遇改善加算については、所定単位数を1日につき算定する。												
注 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)については、所定単位数を1日につき算定する。												
注 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)については、所定単位数を1日につき算定する。												
注 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)については、所定単位数を1日につき算定する。												
注 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)については、所定単位数を1日につき算定する。												

7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

Main table with 18 columns and multiple rows, containing detailed financial and operational data for the facility, including personnel, meals, and facility costs.

※ 介護給付費標準額(月額)は、介護給付費標準率(月額)と介護職員1人1日当りの標準介護人員数(月額)との積算額と見做すこととする。

※ 介護職員1人1日当りの標準介護人員数(月額)は、介護職員1人1日当りの標準介護人員数(月額)と介護職員1人1日当りの標準介護人員数(月額)との積算額と見做すこととする。

8 複合型サービス費

Main table with multiple columns and rows detailing service fees. Columns include '基本部分', '注', '注', '注', '注', '注', '注', '注', '注', '注', '注'. Rows include categories like 'イ 看護小規模多機能型居宅介護費', 'ロ 短期利用居宅介護費', 'ハ 初期加算', 'ニ 認知加算', etc.

※ (2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の趣、イ(1)の単位数を算入する。
※ 身体障害者福祉法に基づき、特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、緊急時訪問看護加算、特別管理加算、ターミナルケア加算、看護体制強化加算、訪問体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算、サービス提供体制強化加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支度加算は、支給限度基準額の算入対象外とする。

指定地域都市型介護予防サービス介護給付単位数数の算定構造
1 介護予防段階別定率型介護予防サービス介護給付単位数数の算定構造

事業部分	利用者の数		介護予防段階別定率		介護給付単位数数の算定		介護給付単位数数の算定		介護給付単位数数の算定		介護給付単位数数の算定		介護給付単位数数の算定		介護給付単位数数の算定		介護給付単位数数の算定		介護給付単位数数の算定																				
	1. 介護予防段階別定率	2. 介護給付単位数数の算定	3. 介護給付単位数数の算定	4. 介護給付単位数数の算定	5. 介護給付単位数数の算定	6. 介護給付単位数数の算定	7. 介護給付単位数数の算定	8. 介護給付単位数数の算定	9. 介護給付単位数数の算定	10. 介護給付単位数数の算定	11. 介護給付単位数数の算定	12. 介護給付単位数数の算定	13. 介護給付単位数数の算定	14. 介護給付単位数数の算定	15. 介護給付単位数数の算定	16. 介護給付単位数数の算定	17. 介護給付単位数数の算定	18. 介護給付単位数数の算定	19. 介護給付単位数数の算定	20. 介護給付単位数数の算定																			
介護予防段階別定率型介護予防サービス介護給付単位数数の算定構造	(1) 介護予防段階別定率型介護予防サービス介護給付単位数数の算定構造	(一) 3級以上	介護給付単位数数	介護給付単位数数	+3/100	+5/100	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日																		
		(二) 4級以上	介護給付単位数数	介護給付単位数数																																			
		(三) 5級以上	介護給付単位数数	介護給付単位数数																																			
		(四) 6級以上	介護給付単位数数	介護給付単位数数																																			
		(五) 7級以上	介護給付単位数数	介護給付単位数数																																			
		(六) 8級以上	介護給付単位数数	介護給付単位数数																																			
	(2) 介護予防段階別定率型介護予防サービス介護給付単位数数の算定構造	(一) 3級以上	介護給付単位数数	介護給付単位数数																		+3/100	+5/100	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日	1月10日～1月31日
		(二) 4級以上	介護給付単位数数	介護給付単位数数																																			
		(三) 5級以上	介護給付単位数数	介護給付単位数数																																			
		(四) 6級以上	介護給付単位数数	介護給付単位数数																																			
		(五) 7級以上	介護給付単位数数	介護給付単位数数																																			
		(六) 8級以上	介護給付単位数数	介護給付単位数数																																			
	(3) 介護予防段階別定率型介護予防サービス介護給付単位数数の算定構造	(7) 3級以上	介護給付単位数数	介護給付単位数数																																			
		(8) 4級以上	介護給付単位数数	介護給付単位数数																																			
(4) 介護予防段階別定率型介護予防サービス介護給付単位数数の算定構造	(9) 5級以上	介護給付単位数数	介護給付単位数数																																				
	(10) 6級以上	介護給付単位数数	介護給付単位数数																																				
(5) 介護予防段階別定率型介護予防サービス介護給付単位数数の算定構造	(11) 7級以上	介護給付単位数数	介護給付単位数数																																				
	(12) 8級以上	介護給付単位数数	介護給付単位数数																																				

※「指定地域都市型介護予防サービス介護給付単位数数の算定構造」に関するお問い合わせ先は、本資料の「お問い合わせ先」欄に記載のとおりです。

※「指定地域都市型介護予防サービス介護給付単位数数の算定構造」に関するお問い合わせ先は、本資料の「お問い合わせ先」欄に記載のとおりです。

※「指定地域都市型介護予防サービス介護給付単位数数の算定構造」に関するお問い合わせ先は、本資料の「お問い合わせ先」欄に記載のとおりです。

※「指定地域都市型介護予防サービス介護給付単位数数の算定構造」に関するお問い合わせ先は、本資料の「お問い合わせ先」欄に記載のとおりです。

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注		
		登録者数が登録定員を超える場合	又は 又は	従業者の員数が基準に満たない場合	居住者全戸に未定額計算	高齢者全戸に未定額計算	要介護1に未定額計算	注	注	注	注
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1 (3,450 単位)	×70/100	×70/100	=1/100	=1/100	=1/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
		要支援2 (6,972 単位)									
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,109 単位)									
		要支援2 (6,231 単位)									
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)	要支援1 (424 単位)										
	要支援2 (831 単位)										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)	1日につき 30単位を加算										
ニ 認知症行動・心理状態対応加算(イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))										
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 450単位を加算)										
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	① 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 200単位を加算) ② 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)										
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)									
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)									
チ ロ図・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)	(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))										
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1月につき 40単位を加算)										
ヌ 生活機能向上連携体制加算	(1)生活機能向上連携体制加算(Ⅰ)	(1月につき 100単位を加算)									
	(2)生活機能向上連携体制加算(Ⅱ)	(1月につき 10単位を加算)									
ヒ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 760単位を加算)									
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算)									
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 25単位を加算)									
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 21単位を加算)									
ミ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×102/1000)									
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×74/1000)									
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×41/1000)									
メ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15/1000)									
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×12/1000)									
ム 介護職員等ベースアップ等 支援加算	(1月につき +所定単位×17/1000)										

注：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 身体障害者未定額計算については令和7年4月1日から適用する。

※ 要介護給付未定額計算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間限定的にない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (761 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	=10/100	=1/100	=3/100	3ユニットで補助を行う職員の数を超え2人	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (749 単位)											
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (789 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	=10/100	=1/100	=3/100	3ユニットで補助を行う職員の数を超え2人	夜間支援体制加算(Ⅰ)	夜間支援体制加算(Ⅱ)	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (777 単位)											

注 入院料費用 利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定

1. 初期加算 (イを算定する場合のみ算定) (1日につき 30単位を加算)

2. 退院前療育提供加算 (イを算定する場合のみ算定) (250単位を加算)

3. 退院前相談加算 (イを算定する場合のみ算定) (400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))

4. 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定) (1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)

(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)

5. 認知症チームケア推進加算 (イを算定する場合のみ算定) (1) 認知症チームケア推進加算(Ⅰ) (1日につき 150単位を加算)

(2) 認知症チームケア推進加算(Ⅱ) (1日につき 120単位を加算)

6. 生活機能向上連携加算 (1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)

(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき 200単位を加算)

7. 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 30単位を加算)

8. 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 30単位を加算)

9. 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定) (1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))

10. 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定) (1月につき 40単位を加算)

11. 高齢者施設等連携対応型向上加算(Ⅰ) (1月につき 10単位を加算)

12. 高齢者施設等連携対応型向上加算(Ⅱ) (1月につき 5単位を加算)

13. 新規認知症等施設推進費 (1月に1回、連続する5日を限度として、240単位を算定)

14. 高齢者施設等連携対応型向上加算(Ⅰ) (1月につき 100単位を加算)

15. 高齢者施設等連携対応型向上加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)

16. サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)

17. サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)

18. サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)

19. 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×111/1000)

20. 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×81/1000)

21. 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×45/1000)

22. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×31/1000)

23. 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×23/1000)

24. 介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき 所定単位数×23/1000)

注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度額基準額に含まれる。

※ 身体障害者福祉手当加算については、認定済みの介護予防施設に限り、令和7年4月1日から適用する。

※ 職員処遇改善手当加算については、認定済みの予防及び介護予防の施設のための施設の整備及び付帯設備に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間に限り、

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。